

訪問看護サービス重要事項説明書
(みなし指定訪問看護・介護予防訪問看護)

I.重要事項説明書

あなたが利用しようと考えている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。

わからないことがあれば遠慮なく質問をしてください。

1.訪問看護を提供する事業者について

法人の名称	医療法人 藤民病院
事業所の所在地	和歌山市塩屋3丁目6番2号
法人種別	医療法人
代表者の氏名	宮本 典亮
電話番号	073-445-9881

2.利用者に対してのサービス提供を実施する施設について

施設の名称	藤民病院 訪問看護
事業所の所在地	和歌山市塩屋3丁目6番2号
指定番号	3010110496
管理者	病院長 向井 龍一郎
通常の事業の実施地域	和歌山市

3.施設の目的と運営方針

施設の目的	居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護提供することを目的とします。
運営の方針	①訪問看護の実施にあたっては、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の回復維持を図るものとする。 ②当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 ③訪問看護提供にあたっては、医師の指示、訪問看護計画に基づき、療養上の目標を設定して計画的に行うものとする。 ④訪問看護提供にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関との密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4.営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで 年末年始（12/30～1/3）、土日祝祭日はお休みとさせていただきます。	午前8：30～16：45 まで

5.職員体制

職種	従事するサービス内容	人員
訪問看護師	かかりつけの医師により訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	2名 (常勤)

6.サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定・病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護 など

7.サービス利用料及び利用者負担

（詳細は別紙参照）

8.感染症蔓延及び災害発生時の対応

- ①感染症蔓延及び災害発生時はその規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。（当院規定の指針、マニュアルに準ずる）
- ②指定感染蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。
感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて必要な訪問を行います。

9.秘密保持

訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画書を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

10.虐待の防止

訪問看護サービスの実施にあたり、利用者の人権の擁護・虐待の発生または再発防止に努め、必要な措置を講じます。また、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

11.相談窓口、苦情対応

苦情処理の体制及び手順

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

窓口設置場所	和歌山市塩屋3丁目6番2号
電話番号	073-445-9881
窓口開設時間	8：30～16：45

対応者	窓口担当：事務長・看護部長
その他	相談・苦情についてはサービス提供責任者、及び担当訪問看護師などが対応します。不在の場合でも対応したものが必ず引継ぎ対応をします。

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りとします。

- ① 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- ② 訪問看護管理者はスタッフに事実関係の確認を行います。
- ③ 院内の部署責任者・患者サポート担当者とともに把握した情報をもとに検討を行い、時下の対応を決定します。
- ④ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果を行います。
- ⑤ 相談内容や対応方法を記録し、改善に向けた取り組みを行います。

II.訪問看護サービス説明書

1.サービス内容

- (1) 「訪問看護」は医師の指示に基づき利用者の居宅において看護師が療養上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- (2) 事業者は、計画された日程により訪問看護サービスを提供します。
- (3) サービスは「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

2.サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際は、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」などの書面に記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業所は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を作成完成後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

3.利用料等の支払方法

利用料の支払いに関しては現金払いか銀行引き落としで行います。

4.キャンセル

- (1)利用者がサービスの利用を中止する際はすみやかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先：藤民病院代表番号
電話番号：073-445-9881
- (2)利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービスの前日までにご連絡ください。キャンセル料はいただきませんが、悪質な無断キャンセルが続いた場合は契約を解除する場合があります。

5.緊急時・事故発生時の対応方法

- (1) サービス提供にあたり事故、体調の変化等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- (2) 事業者は、訪問看護の提供により発生した事故の原因を分析し、再発防止策を講じる。
- (3) 事業者が訪問看護契約に定めるその義務に違反し、これによって利用者に損害を生じさせた時は、事業

者は利用者に対し、速やかに賠償する。但し、事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、事業者は、損害を賠償する責任を負わないものとする。

6.看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者又は家族を同乗させて自動車を運転する行為
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除く）
- (6) 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (7) 利用者又は家族との個人的な連絡、社会が指定する方法以外での連絡先交換及び SNS 等におけるやり取り

7.ハラスメント行為

利用者又は家族から以下のような行為があり、ハラスメントに該当する場合は契約を解除する場合がありますのでご了承ください。

- (1) 身体的暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げる、刃物を向ける、蹴られるなど）
- (2) セクシャルハラスメント（身体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動など）
- (3) 精神的な暴力行為（怒鳴る、特定の職員に嫌がをするなど）
- (4) その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為など）

Ⅲ.個人情報の保護について

訪問看護を実施する上で知り得たご利用者の個人情報は、当院が定める個人情報保護に関する規定に従い、目的の範囲内で利用させていただきます。

(1) 利用目的

- ①訪問看護サービスに関わる諸記録の作成
- ②連携医療機関、居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所などとの連携、照会への回答。
- ③ご利用者への看護サービスの質の向上のための研修やケア会議等

(2) 個人情報の取扱いについて

- ①上記以外の利用目的で使用する場合は、改めてご利用者の同意を頂くようにします。
- ②個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることが出来ます。
- ③ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し下さい。

その他、ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

利用表

医療法人 藤民病院 訪問看護（みなし）事業所

介護保険		単位	費用額	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
要介護	訪問看護Ⅱ 2（30 分未満）	399 単位	4,158 円	416 円	822 円	1,248 円
	訪問看護Ⅱ 3 （30 分以上 1 時間未満）	574 単位	5,981 円	598 円	1,196 円	1,794 円
	訪問看護Ⅱ 4 （1 時間以上 1 時間 30 分 未満）	844 単位	8,794 円	879 円	1,758 円	2,637 円
要支援	訪問看護Ⅱ 2（30 分未満）	382 単位	3,980 円	398 円	796 円	1,194 円
	訪問看護Ⅱ 3 （30 分以上 1 時間未満）	553 単位	5,762 円	576 円	1,152 円	1,728 円
	訪問看護Ⅱ 4 （1 時間以上 1 時間 30 分 未満）	814 単位	8,482 円	848 円	1,696 円	2,544 円
加算	複数名訪問加算Ⅰ （30 分未満）	254 単位	2,647 円	265 円	530 円	795 円
	複数名訪問加算Ⅰ （30 以上）	402 単位	4,189 円	419 円	838 円	1,257 円
	初回加算Ⅱ （退院日以降）	300 単位	3,126 円	313 円	626 円	939 円
	初回加算Ⅰ （退院日）	350 単位	3,647 円	365 円	730 円	1,095 円

医療保険	点数	費用額	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
在宅患者訪問看護・指導料 （週 3 日まで）	580 点	5,800 円	580 円	1,160 円	1,740 円
在宅患者訪問看護・指導料 （週 4 日まで）	680 点	6,800 円	6,800 円	1,360 円	2,040 円
複数名訪問看護加算（週 1 回）	450 点	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円

その他の費用（自費）

サービス内容	費用
交通費	8km を超えた場合、1 回につき 330 円
死後の処置料	17,050 円

訪問看護サービス利用契約書

医療法人 藤民病院（以下「事業者」という）と、_____様（以下「利用者」という）は、訪問看護サービスの利用に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法、又は健康保険法に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために、訪問看護のサービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払う。

第2条（契約期間）

- この契約期間は令和____年____月____日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日まで、もしくは第7条に基づく契約の終了まで、本契約の定めるところに従って、事業所が提供する訪問看護のサービスを利用できるものとします。医療保険については契約締結の日から主治医が訪問看護の終了を指示した日までとします。但し、第8条に定める契約の終了行為があった場合はその定める日までとします。
- 利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合には本契約と同一の条件で契約は自動更新されたものとする。

第3条（訪問看護計画の作成・変更）

- 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、訪問看護計画を作成する
- 訪問看護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合、その居宅サービス計画（ケアプラン）の内容に沿って作成する。
- 事業者は、訪問看護計画の内容を、利用者及びその家族に対して説明を行い、利用者及びその家族の同意を得るものとする。
- 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問看護の目的に従って、訪問看護計画を変更する。
 - ① 利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
 - ② 利用者その家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合
- 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護事業者への連絡調整などの援助を行う。
- 事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者及びその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者及びその家族の同意を得るものとする。

第4条（支払方法）

利用者は、利用料その他事故の支払うべき費用の支払いについて、事業者指定の支払い方法（現金手渡し・銀行の引き落とし）を厳守する。

第5条（利用者の滞納）

1. 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料の自己負担分を3か月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、1か月以上の期間を定めて期間に滞納納額の支払いがない時には、本契約を解除する旨の催告をすることができる。
2. 利用者は前項の催告をした場合には、利用者様担当の介護支援専門員、利用者様が住所を有する市町村等と連絡を取り、解除後も利用者の健康・生命に支障のないよう必要な措置を講じる。
3. 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、本契約を解除することができる。

第6条（サービスの中止・キャンセル料）

1. 利用者がサービス利用を中止する場合、速やかに事業者へ連絡する。
2. 利用者の都合による中止は前日までに連絡すること。
3. キャンセル料は不要。ただし悪質な無断キャンセルが続く場合、事業者は契約を解除できる。

第7条（利用者の契約解除による終了）

利用者は、事業者に対し、訪問看護契約を終了させる日から換算して14日前までに解除を申し入れることにより、契約を終了させることが出来る。但し、次の各号のいずれかの場合には、解除の申し入れにより、直ちに本契約を終了させることができる。

1. 利用者が入院した時
2. 事業者が本契約に定めるその義務に違反した時
3. その他やむを得ない事由があるとき

第8条（事業者による解除）

事業者は次の各号のいずれかの場合には、本契約を解除することが出来る。

1. 利用者が利用料の支払いを3か月以上遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにも関わらず、その期間内に支払をしなかったとき。
2. 利用者又は家族が以下に挙げるハラスメント行為のいずれかを行った場合であって、利用者に対して訪問看護を提供することが著しく困難になったとき。
 - (1) 身体的暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げる、刃物を向ける、蹴られるなど）
 - (2) セクシャルハラスメント（身体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動など）
 - (3) 精神的な暴力行為（怒鳴る、特定の職員に嫌がをするなど）
 - (4) その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為など）
3. 前項の規定にかかわらず、事業者は、訪問看護事業を廃止、休止又は縮小するときは、本契約を終了させる日から起算して少なくとも30日前に解除の申し入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

第9条（契約終了の際の連携等）

事業者は、第8条3項のとおり、本契約の終了に際し、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスとの連携に努めるものとする。

第 10 条（秘密保持）

1. 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、訪問看護の提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の第三者に漏洩しない。
2. 事業者は、従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
3. 事業者は利用者又は利用者家族の個人情報を用いる場合は同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。

第 11 条（苦情対応）

事業者は、重要事項説明書 11 のとおり、訪問看護の提供に関する苦情に対応するものとする。

第 12 条（事故発生時の対応）

事業者は、訪問看護の提供により事故が発生した場合には、訪問看護サービス説明書 6(1)(2)のとおり、必要な措置を講じるものとする。

第 13 条（損害賠償）

事業者が本契約に定める義務に違反し、これによって利用者に損害を生じさせたときは、訪問看護サービス説明書 6(3)のとおり、事業者は利用者に対し、速やかに賠償する。但し、事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、事業者は、損害を賠償する責任を負わないものとする。

第 14 条（感染症・災害時の対応）

1. 感染症蔓延や災害発生時、状況により通常業務が困難となる場合がある。
2. 事業者は安全確保の上、安否確認・支援・必要時の訪問を行う。
3. 指定感染症蔓延時は予防対策を講じ、必要な訪問のみ行う。

第 15 条（裁判管轄）

本契約から又は本契約に関連して生ずるすべての紛争は、民事訴訟法に定める管轄裁判所によるものとする。

第 17 条（その他）

本契約に定めのない事項については、関係法令および事業者の規定に従う。

本契約の成立を証して、本契約書 2 通を作成し、事業者及び利用者が各 1 通保有する。

署名欄

※該当する□を☑してください。

【説明確認欄】

- ☐ 事業者は訪問看護の提供の開始に際し、ご利用者様又はご家族に対し、重要事項説明書Ⅰ～Ⅲの事項の説明を行うとともに、訪問看護契約書によりその契約内容を説明しました。

所在地 〒641-0054 和歌山市塩屋3丁目6番2号
事業者 医療法人 藤民病院

令和 年 月 日

説明者 _____ 印

- ☐ 事業者は、訪問看護契約書によりご利用者様と契約を締結しました。

所在地 〒641-0054 和歌山市塩屋3丁目6番2号
事業者 医療法人 藤民病院
代表者 理事長 宮本 典亮 印

【利用者確認欄】

- ☐ 私は事業者から、重要事項説明書Ⅰ～Ⅲの事項について説明を受け、同意しました。
☐ 私は事業者から、訪問看護契約書によりその契約内容について説明を受け、同契約書により事業者と契約を締結しました。

令和 年 月 日

住 所 _____

利用者 _____ 印

代筆者 _____ 印

関係 _____